

平成30年度 第5回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成31年3月14日(火) 10時00分～11時10分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎別館 2階本会議場
- 3 議案 熊本都市計画道路の変更(益城町決定)について
- 4 出席委員
益城町議会議長 稲田 忠則
〃 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博
〃 総務常任委員会委員長 坂田 みはる
〃 福祉常任委員会委員長 杉本 昭一
益城町商工会会長 住永 金司
益城町農業委員会会長 岩村 久雄
益城町区長会会長 橋場 紀仁
益城町婦人会会長 富田 セツコ
- 5 出席職員
副町長 向井 康彦
都市建設課長 荒木 栄一
〃 都市計画係長 森川 孝広
〃 〃 主査 東野 加保里
〃 〃 主査 丸山 伸二
復興整備課長 坂本 忠一
〃 審議員 米満 博海
〃 まちづくり推進室主査 後藤 誠次
〃 〃 主事 千代田 卓
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 なし

【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今より「平成 30 年度第 5 回都市計画審議会」をはじめさせていただきます。進行を務めます都市建設課の東野と申します。よろしく申し上げます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、着座にて進行させていただきます。

本日の都市計画審議会は、「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」に基づき公開となります。傍聴人及び報道機関の皆様におかれましては、受付で配布させていただきました「傍聴にあたっての留意事項」をご確認いただき、会議の円滑な進行にご協力をお願いします。また、会議の撮影や録音は、副町長挨拶までとさせていただきます。委員の皆様におかれましても、ご協力をお願いします。

次に定足数についてご報告します。本日、委員の皆様の出席は 8 名であり 2 分の 1 の定足数に達しております。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、今回の審議会は有効に成立していることをご報告します。

それでは次第に従いまして、益城町都市計画審議会稲田会長よりご挨拶をお願いします。

稲田会長 皆様おはようございます。本日は、都市計画審議会開催に際しまして、委員の皆様には大変ご多忙なところを、ご出席いただきましてありがとうございます。本日審議していただきます議案につきましては、皆様のお手元に配布しておりますとおり、議案「熊本都市計画道路の変更（益城町決定）」について審議していただくわけではございますが、皆様の忌憚のないご意見を出していただきますようよろしくお願い申し上げます。今後とも益城町の復興と秩序あるまちづくりのためご協力、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけどもご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして向井副町長よりご挨拶申し上げます。

向井副町長 皆様おはようございます。本日は町長が所用で町を離れておりますので、代わって挨拶を申し上げます。本日は年度末の大変お忙しい中に、

益城町都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。日頃より町政運営及び復旧復興にあたりご理解とご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

お陰様で、様々な復旧・復興事業を進めておりますが、道路等のインフラ復旧事業については、約8割が完成してきているところです。また、建物についても、第五保育所、給食センター等の建物も復旧できました。今月中には四賢婦人記念館、陸上競技場、町民グラウンド等の大規模な基盤施設も落成式を迎えます。町民の皆様方が早くご利用できるよう一生懸命取り組んでまいります。

一方、仮設やみなし仮設には、最大期の約5割程度になりましたが、まだ3,700名程の方々が不自由な生活を送っておられます。町も一生懸命早急に災害公営住宅の完成や宅地の復旧等に取り組めます。また、被災された方々の生活再建、住まい再建、そして、移転された後の新たなコミュニティ等の生活の見守りにも、町としてしっかりとその見守りに対しても取り組む覚悟で進めております。町の復旧・復興が本格的に進んでおり、特に県道熊本高森線拡幅や木山地区の土地区画整理事業を進めていく中で、復旧・復興後の町の将来像を見据えた取り組みを今から始めていかなければなりません。町に沢山の方々が来ていただき、お住まいになっていただくために、賑わい創出を考えていかなければなりません。その賑わい創出は行政だけではできないこととなりますので、商工会を始めとする様々な団体や町民の皆様と協力しながら、町の魅力・賑わい創出に取り組めます。

さて、本日は、「熊本都市計画道路の変更（益城町決定）」に関する審議をお願いするものです。審議内容は、木山地区の土地区画整理事業区域内を走る都市計画道路木山宮園線、県道益城菊陽線旧道の一部道路区域を拡大し交通広場を設置するものです。これは賑わい創出につながる大変重要な都市施設と考えておりますので、皆様のご協力を賜りたいと考えております。

委員の皆様には、長時間の審議になると思いますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。次の公務があるため、これで退席させていただきます。

事務局 ありがとうございます。向井副町長は他業務執行のため、これで退席させていただきます。

【向井副町長退出】

冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、

1. 本日の進行を記した次第、益城町都市計画審議会委員名簿、を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
2. 事前にお渡ししております議案書と事前説明資料を取りまとめた青いファイルが1冊
3. パワーポイント用の議案書を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
4. 議案資料を取りまとめたホチキス止めの資料が1部
5. 最後に受付で傍聴の皆様にお配りしている「傍聴にあたっての留意事項」

以上、5種類の資料を配布させていただいております。不足がありましたら、お申し出ください。

事務局 続きまして次第4番の審議に移りたいと思います。

それでは、益城町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、稲田会長に議事を進めていただきたいと思います。それではよろしくをお願いします。

稲田議長 それではこれより審議に入ります。本審議会におきましては、十分にご審議いただきたいと思いますので、議事の進行にご協力をお願いします。つきましては、事務局に申し上げます。審議事項の説明および答弁は、簡潔かつ要領よくお願いします。

それでは審議事項に入りたいと思います。「熊本都市計画道路の変更(益城町決定)」について、事業担当課である復興整備課より説明をお願いします。

【議案説明】

後藤主査 皆様おはようございます。益城町復興整備課の後藤と申します。本日は、第5回益城町都市計画審議会の議案として、熊本都市計画道路（木山宮園線）の変更（益城町決定）について、審議していただくこととされています。審議いただく前に、議案の内容に関して、事前に説明させていただいたのちに、議案の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。説明は、配布しました資料と前面スクリーンで説明しますので、よろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、着座して、説明させていただきます。

本日の都市計画の変更内容については、都市計画道路3・5・94号木山宮園線の一部区域を変更して交通広場を都市計画に定めるため、都市計画道路木山宮園線を変更するものです。

本図は、益城町復興計画における都市の構造図になります。平成28年4月に発生しました熊本地震の被害から復旧し、さらなる発展を遂げるために、熊本都市圏東部に位置し交通の要衝である益城町の地域特性を活かし、各拠点を整備する都市構造を目指しております。具体的には、阿蘇くまもと空港や小池高山インターチェンジ周辺は、空や陸の玄関口としての利便性を活かした「新産業拠点」の整備を進めることとしています。自然環境を守り、広域的な観光、交流の場の形成を図る「広域観光レクリエーション拠点」の整備を進めることとしています。また、広安・木山地域においては、幹線道路ネットワークを強化しつつ、既存の土地利用に配慮した「都市拠点」、「地域拠点」、「新都市拠点」、「文化レクリエーションの拠点」の整備を進めて行くこととしています。また、飯野・福田・津森地域では、自然と調和した生活やコミュニティの維持を図りながら、生活利便性も向上するよう、「コミュニティ拠点」の整備を進めて行くこととしています。各拠点の連携を強化するために、これらを結ぶ道路についても整備を進めて行くこととしています。このように、各拠点を整備し町全体が相互に連携していく都市の構造を目指しています。

次に木山地区の導入機能について、益城町復興計画では、広安・木山地域においては、県道熊本高森線を益城町の中心軸として位置づけ、拡幅を実施するとともに、都市・住宅基盤の再生・再構築や新たな整備に

よる質の高いまちの拠点づくりを進める計画です。都市拠点の整備にあたり、木山地区では行政・商業・サービス・交通結節等、高次の都市機能の誘導を図り、その取り組みの一つとして路線バスとその他交通との乗り継ぎ利便性向上のため、都市拠点における新たな交通結節点となる交通広場を設置することとしています。具体的には木山交差点を中心として、オープンスペース、町の商店街、交通広場、役場、このような配置により、町の賑わいづくりを創出することとしています。

今回ご審議いただきます、交通広場が果たすべき役割として、先ず、上位計画における位置づけにおいては、熊本県が策定した熊本都市計画区域マスタープランや、町の総合計画、復興計画、益城町の都市計画マスタープランでは、都市拠点内の各機能と密接に関係する交通結節点の形成を掲げています。また、熊本都市圏都市交通マスタープランや、町の総合計画、復興計画には、交通結節点の機能として、1点目に他の都市拠点と連絡する「支線バス」の利用拠点。2点目にコミュニティ交通が集まる拠点。3点目に多様な交通手段との乗換拠点。4点目に防災活動拠点として活用可能な広場空間の形成。5点目に地域の賑わい創出に資する空間の形成等が交通広場の果たすべき役割としております。特に、4点目の防災活動拠点としての活動可能な広場空間活用としては、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓をうけて、災害時には災害支援車両の集積や、避難所への物資の受け入れや輸送等に役場機能と一体的に交通広場が果たすべき役割は大きいと考えています。

次に都市機能交通の配置イメージ図についてです。交通結節点に地域交通を集約し、基幹公共交通軸と連絡することで、公共交通相互の交通結節機能を整備することとしています。都市拠点内に交通結節施設を配置し、熊本市街とは基幹公共軸を路線バス、地区内を循環するコミュニティバス、福田・津森・飯野地区等バス路線からはデマンド交通、また、個人利用として、タクシー、送迎用の一般車。将来的には、熊本空港行バスの乗り入れの対応等の交通結節を考えております。この様に多様な目的を持った車が町の中心部で結節することで町へのアクセス性の向上や円滑な乗換、町の賑わい等に寄与する機能となります。

次に木山地域における機能配置、交通広場については、町の中心であ

る木山交差点付近に、物産館等とオープンスペース、町の商店街を配置することで賑わい創出の核とします。さらに、交通広場と物産館等を一体的に配置し、かつ役場とも接続させることで複合拠点としての機能を持たせることとしています。この交通広場は多様な交通機能を集約し、乗り換え利便性向上により公共交通の利用促進が図れる位置に配置します。

次に交通広場内における機能配置の考え方についてです。歩行者主動線となる木山宮園線側には公共性・輸送力の高いバス乗降場を優先配置します。広場南側は商業施設やバス停に近いので、公共性の高いタクシー降車及びデマンド交通乗降場を配置します。広場西側には、役場駐車場からの歩行者動線上に一般車降車場及びタクシー乗車場、待機場を配置します。なおタクシーバース（乗降場）の配置は降車・待機・乗車の一連を円滑に行えるよう配慮します。身障者用乗降場は乗降時の安全を確保できる配置とします。ベンチや緑地等の環境機能は適宜配置するとともに、物産館等やまちの商店街に最も近い南東部には、賑わい創出に寄与する居心地の良い滞留空間を確保します。

次に交通広場の計画平面図、参考図となります。今回の都市計画の変更は、この交通広場、縦78.5m×横53m、面積約4,300㎡を、すでに都市計画決定されています、都市計画道路木山宮園線の一部区域の変更を行う、都市計画変更となります。今回は、この区域のみの変更となります。従いまして、都市計画決定後、事業実施はこれまでの関係者協議等を踏まえて実施設計を行い、整備を行う流れとなります。

次にこれまでの都市計画決定の手続きと今後のスケジュールについてです。赤字で表示しています①原案の策定から⑦本日の都市計画審議会までの流れとなっております。今後は⑧の黒字表示以降が、今後のスケジュールになります。今年度内に都市計画の決定を行いたいと考えております。

以上が、熊本都市計画道路（木山宮園線）の都市計画変更（交通広場）に関する事前の説明となります。

引き続き、第5回益城町都市計画都市計画審議会の議案書について、ご説明します。

本日の審議案件は、第 1 号議案、熊本都市計画道路の変更（益城町決定）の 1 件となっています。

熊本都市計画道路の変更（益城町決定）ですが。都市計画道路 3・5・94 号木山宮園線を、次のように変更します。種別は幹線道路です。名称、路線番号 3・5・94 号、路線名木山宮園線。起点は益城町大字木山字居屋敷として終点を益城町大字宮園字一ノ迫、主な経過地は益城町大字宮園字辻となります。区域内の延長は約 1,190m。構造形式は地表式、車線形式は 2 車線道路で計画幅員は 14mとなっています。地表式の区間における鉄道等との交差の構造については、三か所で平面交差しています。

次に変更理由についてです。本路線の起点に位置する益城町役場周辺地区は、「熊本都市計画区域マスタープラン」において、周辺市街地の生活の利便に供する「生活拠点」として位置づけられ、都市機能を整理、集積することとされています。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震をうけて、平成 28 年 12 月に策定した「益城町復興計画」においては、地震の被害から復旧し、さらに発展を遂げていくために、木山地域において、既存の土地利用に配慮した「都市拠点」の整備を進めることとし、行政・商業・サービス・業務・交通結節点等、高次の都市機能を誘導することとしています。そのため、中心市街地と連絡する基幹的な路線バスの利用拠点、コミュニティ交通を集約する拠点、多様な交通手段との乗換拠点、防災活動や地域の賑わい創出に資する空間の形成等の役割を担う交通広場を都市計画に定め、交通結節機能を確保するものです。以上が変更理由となります。

次に熊本都市計画道路の変更（新旧対照表）について、新たに変更が生じる箇所として都市計画道路木山宮園線の一部区域を変更して交通広場を設けるものです。具体的な変更事項は、益城町字木山字居屋敷、大字宮園字辻、大字宮園字居屋敷地内の交通広場を設けるものです。その面積は約 4,300 m²です。この場所が変更箇所となります。

次に都市計画の策定の経緯の概要についてです。熊本都市計画道路の変更（木山宮園線）、原案の策定を平成 30 年 11 月中旬に策定しました。公安委員会協議を平成 31 年 1 月 9 日に提出いたしました。熊本県への事前協議（案の作成）について平成 31 年 1 月 31 日に提出いたしました。

平成 31 年 2 月 18 日付けで回答をいただいています。このことを受けまして、平成 31 年 2 月 13 日・14 日に住民説明会を開催しました。参加者は 45 名でした。管理者協議を平成 31 年 2 月 15 日に提出し、2 月 18 日に回答をいただいております。計画案の縦覧を平成 31 年 2 月 19 日から平成 31 年 3 月 5 日までの 2 週間行いました。この期間の縦覧者は 1 名、意見書の提出はありませんでした。本日 3 月 14 日都市計画審議会の開催となっています。

次に、この図面は益城町都市計画区域の総括図となります。今回、都市計画道路の変更箇所は赤字で旗揚表示した、区間 3・5・94 号木山宮園線です。区間延長は、約 1,190m、2 車線道路で計画幅員は $W=14\text{m}$ となっています。今回の変更する箇所は、本路線の内一部区域が拡大した区域が変更箇所となります。

次に、変更路線の計画図となります。路線番号 3・5・94 号木山宮園線計画延長約 1,190m、2 車線、計画幅員 $W=14\text{m}$ 道路の内、一部区域を拡大して、交通広場を都市計画決定し、都市施設として定めます。

次に、計画図の新旧対照図になります。今回、薄い赤枠の道路区域の一部区域を拡大して、交通広場として変更する箇所が濃い赤枠で囲まれた区域となります。赤色の濃淡で新旧図を表示しています。

次に、この図面は、今回変更します計画箇所詳細図となります。北側は役場敷地区域と一体となります。南側には、木山交差点が位置しています。濃い赤枠が道路区域を拡大して、交通広場となります。面積約 4,300 m^2 の区域です。

次に、標準横断図になります。右の断面位置を示しています。道路一般箇所が A-A 断面です。道路を含む交通広場箇所を C-C 断面です。木山交差点付近が B-B 断面です。A-A 断面は道路幅員が 14m、2 車線道路、両歩道 3.5m、B-B 断面は道路が交差点付近に位置していることから右折レーンの設置により道路幅員は 17m、C-C 断面は道路区域線から新たに交通広場として約 53m 広がります。

次に、交通広場の平面計画図となります。着色した箇所が交通広場の参考図となります。横幅は 53m 縦が 78.5m 面積は約 4,300 m^2 を交通広場として都市施設に定めるため、都市計画道路木山宮園線の一部区域

を拡大して変更するものです。

以上が、熊本都市計画道路の変更（益城町決定）都市計画道路 3.5.94 号木山宮園線の変更に関する議案書の説明となります。審議の程よろしくをお願いします。

稲田議長 　ただ今、事務局から議案「熊本都市計画道路の変更（益城町決定）」について説明がありました。説明内容についてまとめますと、益城町木山地区では、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が行われており、本町の都市拠点形成のため、行政・サービス・交通結節点等、高次の都市機能の誘導を図ることとしています。そのうち、交通広場は、交通結節点として他の都市拠点と連携する「支線バス」の利用拠点、コミュニティ交通を集約する拠点や、多様な交通手段との乗換拠点、防災活動や地域の賑わい創出に資する空間の形成等の役割を担っています。

これらを踏まえ、事務局からは都市計画道路木山宮園線の一部を拡大して交通広場を設置し、区域の変更を都市計画決定したいという提案がありました。

【質疑応答】

稲田議長 　それでは只今から、ご審議をいただきたいと思います。事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

住永委員 　素晴らしい計画だと思います。出来上がれば夢のような施設になると思います。商工会長としての意見を述べさせていただきます。この施設は、本当に今すぐ必要な施設ですか。今商工会の会員が、どのような立場に置かれているかを何度も説明しました。また、区画整理地内及び 4 車線事業の寺迫から熊本市境までの道路にかかったお店、全部または一部かかったの違いはありますが、まだ 1 店舗も再開しておりません。前年 11 月にやっと山本屋が、道路からかなり後ろに引いて再開しました。私は商工会として、2 月 19 日に会員の意見聴取をしております。これは 3 月 19 日まで行いますが、なぜ商工会の会員の生活基盤を、最初に考えてもらえないのか。今日は 3 月 14 日です。今日までは皆商売をしていました。しかし、3 年前の震災の日が明けた後から、1 円の収入もありません。今まで商売をしていた方々は 65 歳以上の高齢者が大半です。パート

にも雇ってもらえない生活に追い込まれています。素晴らしい計画ですがこれより先に、木山四つ角のふれあい広場やにぎわい商店街に手を付けてもらえなかったのか。商工会のことは一切考えていないのか。苦渋の決断ですが、商工会としてまとまって、町と話してもどうにもならない、上に話に行こうというところまでできております。そのような事態は出来る限り抑えたいと考えております。今すぐ必要なことは何かということをお先に考えてもらいたい。本計画が駄目ということではありません。益城町全体のこと、コミュニティバス等を考えた素晴らしい計画ですが、やる順番を間違えてはいないか。4車線事業の道路にかかった会員の意見をまとめていますが、最悪です。65歳の高齢者で勤めに出れない、だんだんいけなくなった状態です。今すぐ順番を考えていただきたいということです。この計画については大賛成です。

稲田議長 住永委員より質問がございました。事務局よりこれにつきまして回答をお願いします。

坂本課長 復興整備課の坂本です。よろしく申し上げます。住永委員から、商工会の立場からの意見いただきました。今回の交通広場について、今すぐやるべきなのか、まちの賑わい等との優先順位を町はどのように考えているのかとのご意見だったと思います。本日説明しました木山地域の機能配置についてですが、この中に交通広場、オープンスペース、町の商店街、公園、物産館等を検討しており、ここをおざなりにしているわけではありません。一体的に機能する配置を十分に検討しております。交通広場の立地場所については、益城町全体を考えており、その位置が区画整理地内ということです。現在区画整理の換地設計しておりますが、換地をするうえで交通広場をこの位置にするという都市計画決定してほしいとのご意見もありました。交通広場については、この位置につくることを宣言したいと考えています。ここに交通広場をつくることにより、役場の新庁舎を建設し、導入機能のオープンスペース、町の商店街、またその他として駐車場がないとの意見をお伺いしておりますので、それらを加味して配置できるように県と一緒に進めています。施設が出来上がる時期について、同時期にはできないだろうと思っておりますが、出来るだけ早く具現化できるよう努力したいと考えています。

住永委員　　以前区画整理事業について都市計画審議会があり可決しました。その時の説明の中で、区画整理地内にふれあい広場等を設置し、お店を作れるようにしますと説明がありました。宮部部長等が揃われている中で、商工会に対しては、賑わい広場等を作ります、広場が出来るまでの期間は男女共同参画センター跡地に仮設店舗を先に作りますとの説明を審議会でもいただきました。その仮設店舗は一つもできていません。だから勤めにも行くことが出来ない。説明の話は全て反故されている。最初の都市計画審議会でも説明し説得されましたが、計画が通ればおしまいということではないか。商工会の会員の話を聞くと耳が痛くなる程、話が飛び込んできます。皆様方にその声を聴いていただきたいと思い、3月19日に会員の意見聴取会に町県一緒に聞いていただきたいと思い準備しておりましたが、時期尚早ということで商工会だけで行います。個人の資産を抑え、建て替えさせず買い取りもしない、建築させない。災害で壊れただけならばグループ補助金等を利用し建て替えもできます。しかし、この土地は道路を作るので、建築も売買もできないといわれる。買収もしていないのに、元の土地で移動販売をしていると、県の道路予定地なので商売してはいけないといわれている。中国やロシアと同じで、国の土地なので出ていけという話です。その土地は固定資産税を支払っている自分の土地です。その土地を召し上げて、どうにもならない。商工会としては、単独で動かざる得ない状況です。仮設店舗を作るという最初の約束でしたのでそちらを先にさせていただく等、会員が生活できるようにしていただきたいと思います。

稲田議長　　住永委員の今の意見については、町もしっかりと考えながら進めていただきたいと思います。今回は交通広場を作る目的の中で、審議をしていただきたいと思います。他にご意見ご質問はございませんか。

橋場委員　　将来を見据えた非常に誠実な計画だと思います。2点確認します。一つ目は、今回の審議は道路の変更が主な話で、内容は道路を広げ交通広場を作るということか。二つ目は、標準断面図について、自転車及び歩行者には両側3.5mであり、自動車の車道は3mです。歩行者等も大切ですが、自動車の運転も広いほうが安全だと思います。これは法令等の基準と

なるのか。

稲田議長 橋場委員より 2 点質問がありましたので、事務局より回答をお願いします。

坂本課長 1 点目についてお答えします。今回は都市計画道路の変更の中で、どの部分を変更するのか分かりにくいとの意見だったと思います。道路に関して都市計画道路 3・5・94 号の木山宮園線については、既に都市計画決定しております。図面で色が違う部分、道路の幅員及び延長は既に都市計画決定しています。今回お諮りしているのは、約 4,300 m²の交通広場を作る予定箇所部分を、道路として拡張するという都市計画道路の変更ということです。元々は道路だけの都市計画決定でしたが、今回は約 4,300 m²の交通広場の変更となります。

後藤主査 説明の補足をさせていただきます。3・5・94 号というこの番号についてですが、道路の区分や規格等によって番号が決まっています。最初の「3」は幹線道路の位置づけです。次の「5」は道路規格で幅員 12～16m 未満の規格となります。「94」は通し番号となります。この車線や幅員等の規格は、道路構造令に基づき幅員等を積み上げて決定します。このように統一していなければ、各々の場所で幅員等の規格が異なってしまいます。根拠とするのは道路構造令、これに基づいて道路等について設定しています。今回は交通広場区域となる箇所も道路区域の一部となりますので、その区域が拡大するという変更ということでご審議いただくということです。

橋場委員 分かりました。

荒牧委員 震災から 3 年を迎え復興期となり、資料についても事前に説明いただき、十分に理解してきたところです。本事業が遅れることになれば、様々なところに影響がでる可能性があります。資料を見ると、商業者や住民に対して、十分配慮がなされていると思います。震災から 3 年を過ぎようとしていますので、進めていかなければいつまでたっても、住民の将来的な不安を取り除けないと思います。十分資料も作成されていますので、出来れば今回速やかに答申し、早急に整備することを県にお願いするべきだと思います。

稲田議長 荒牧委員より意見がありましたので、事務局より回答をお願いします。

坂本課長 益城町の復興計画も委員が言われますとおり、来月で震災から 3 年となります。復旧復興について、スピード感をもって進めようと、仕事に取り組んでおります。この交通広場については、特に益城町の庁舎に隣接しておりますので、実現化にあたっては住民説明会でも荒牧委員と同じ早急に着工してほしいとの意見もありました。今後県と一体になって交通広場の早期着手に向けて頑張りたいと考えております。

稲田議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

【質疑なし】

本日は皆様方からの貴重なご意見ありがとうございました。議論も収束しましたので、「熊本都市計画道路の変更（益城町決定）」につきまして原案のとおり答申してよろしいでしょうか

【異議なしの声】

異議がないようですので、議案の「熊本都市計画道路の変更（益城町決定）」につきましては、原案のとおり可決しました。

【その他報告事項】

稲田議長 それでは最後に、次第 5「その他」とありますので、事務局から何かありましたらよろしくお願ひします。

森川係長 都市建設課の森川です。報告事項を 1 件申し上げます。現在、町では、将来の益城町のまちづくりの方向性を定める「都市計画マスタープラン」の改訂作業を行っています。昨年の 11 月下旬より、町内の中学生（益城中及び木山中の 2 年生）、町民の方々・事業者の方々を対象に、無作為抽出した方等へアンケート調査を実施しました。その結果、中学生は木山中、益城中合わせて 306 名分回収、事業者は 600 通発送して 35%回収、町民の方々は 2,500 通発送して 37%の回収率でした。この回答を参考にしながら、今後のまちづくりの方向性を検討し、都市計画マスタープランの改訂作業を進めていきたいと考えております。

本改訂作業については適時、都市計画審議会において、素案や進捗状況についてご報告させていただきますので、よろしくお願ひします。報告事項は以上です。

稲田議長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました内容は全て終

りました。本日、議決しました事項については、町長あてに答申いたします。

委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局

稲田会長におかれましては議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。ただいま、益城町都市計画道路の変更に対しまして答申をいただいたところでございます。これから、都市計画決定の手続きを行いたいと思います。

また、3月末の任期満了に伴い、現委員の方々での都市計画審議会の開催は今回で最後となります。平成28年12月より震災からの復興に伴う様々な都市計画事業のために、熱心にご審議していただき、誠にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上